

令和8年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業

表示登記作業

特 別 仕 様 書

北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所

表示登記作業仕様書

(適用範囲)

- 第1条 この仕様書は、北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所が実施する土地改良施設用地権利保全対策に係る令和8年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 表示登記作業（以下「本作業」という。）に適用するものとする。
- 2 本作業は、不動産登記法等の規定によるほか、この仕様書により実施するものとする。

(作業概要)

- 第2条 本作業の概要は、次のとおりである。
- (1) 作業の目的
農林水産省が土地改良施設用地として必要とする土地の表示登記
- (2) 作業範囲
南魚沼市（魚野川東部地区）（別添「位置図」及び「範囲図」のとおり）

(作業の範囲)

- 第3条 本作業の範囲は、次のとおりとする。
- (1) 登記嘱託書、関係書類の作成及び管轄登記所（作業範囲内の土地を管轄する法務局若しくは地方法務局（支局、出張所を含む。以下同じ。））への提出及び取下げ
- (2) 管轄登記所から交付される登記完了証の受領
- (3) その他前各号に規定する作業に付随する作業

(貸与資料等)

- 第4条 本作業の実施のため、監督職員は受注者の作業に必要な資料を貸与又は登記嘱託書に添付する書類を提供するものとする。

(作業種別及び数量)

- 第5条 本作業の作業種別及び数量は別紙のとおりである。

(指示事項)

- 第6条 登記申請手続きについては、監督職員及び管轄登記所と十分に打合せを行うものとする。
- 2 受注者は、本作業のうち処理が困難な登記事件がある場合は、その都度監督職員に報告し、指示を受けなければならない。
- 3 本作業の完了若しくは契約解除したときは、速やかに貸与資料及び提供した関係書類を返還するものとする。

(成果物等)

- 第7条 提出する成果物は、次のとおりとする。

成果物	数量	備考
(1) 登記に関する申請手続きによる登記完了証	一式	

(2) その他	一式	発注者の指示による
---------	----	-----------

(作業内容の変更)

第8条 発注者は必要がある場合、作業内容を変更又は作業を一時中止することができる。

この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、両者協議して定めるものとする。

ただし、軽微な変更については、両者協議のうえ変更しないことがある。

(履行期限の変更)

第9条 受注者は、その責に帰することができない事由により、履行期限までに本作業を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその事由を付して履行期限の延長を求めることができるものとする。

ただし、その延長日数は、監督職員と協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第10条 以下の項目を遵守するよう努めること。

1 主な環境関係法令の遵守

受注者は、役務の提供に当たり、関連する環境関連法令を遵守するものとする。

(1) エネルギーの節減

- ・エネルギーの仕様の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

(昭和54年法律第49号)

等

(2) 廃棄物の発生抑制、適切な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成12年法律第100号)
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (令和3年法律第60号)

等

(3) 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)
- ・環境影響評価法 (平成9年法律第81号)
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10年法律第117号)
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律

(平成19年法律第56号)

等

2 環境関係法令の遵守以外の取組

受注者は役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

(1) 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

(2) エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組(照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等)の実施に努める。

(3) 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

(4) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

(5) みどり食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

(定めなき事項)

第 11 条 この仕様書に疑義が生じたときは又は定めのない事項について、監督職員と協議するものとする。

別紙

表示登記作業数量表

1 調査業務

作業種別	単位	数量	備考
現地調査 事前調査	1件	2	

2 申請手続き業務

作業種別	単位	数量	備考
土地分筆	分筆後の土地2筆まで	2	
土地分筆	加算 1筆増すごと	4	

3 書類の作成等

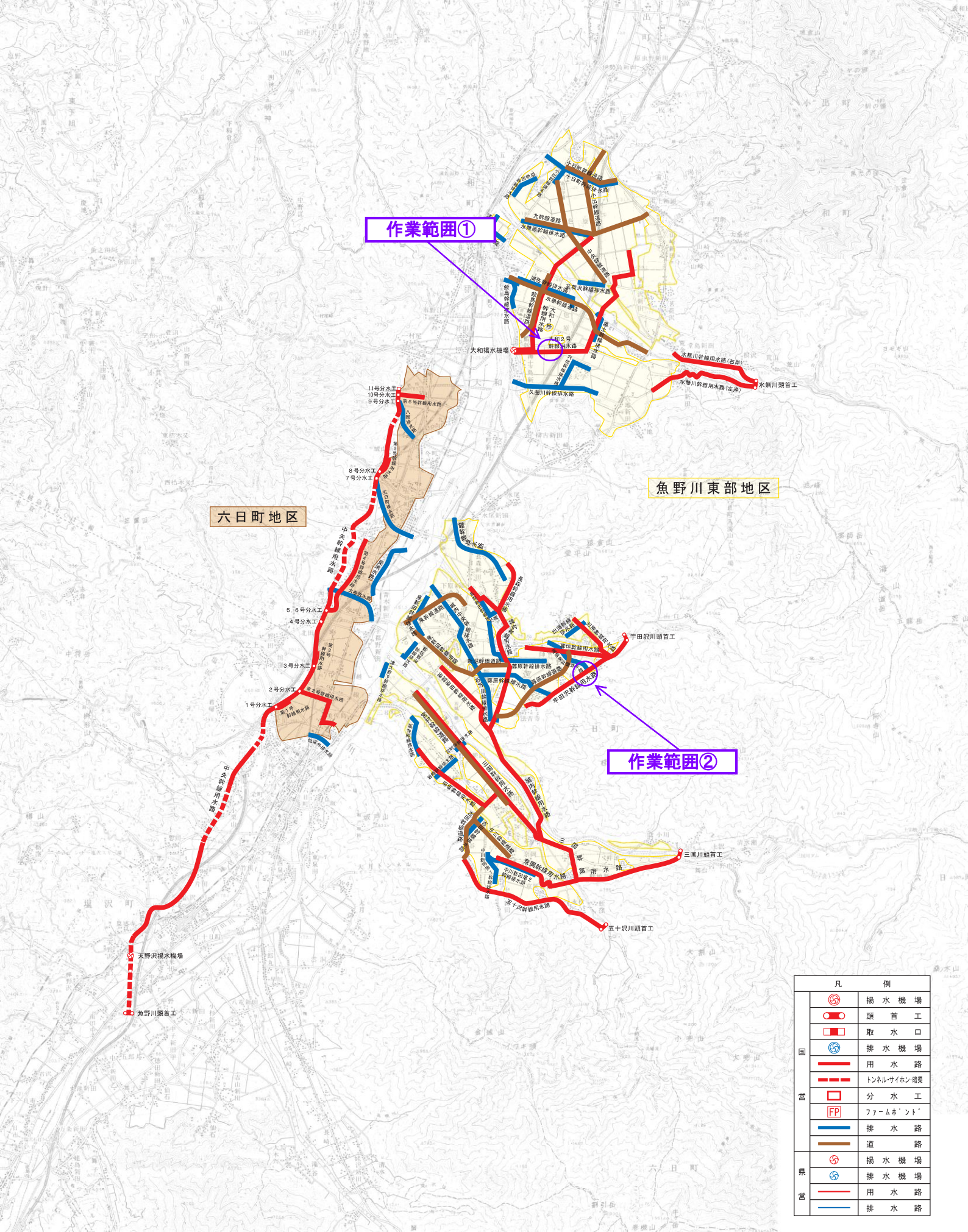
作業種別	単位	数量	備考
書類の作成 文案を要するもの	1通	2	不動産調査報告書の作成

令和8年度
国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業
表示登記作業

図面目録

番号	図面名称	枚数	備考
1	位置図	1	
2	範囲図	2	
計		3	

魚野川東部・六日町地区概要図



凡 例	
国	⊗ 揚水機場 ⊙ 頭首工 □ 取水口 ⊗ 排水機場 — 用水路 --- トンネル・サイホン渠 □ 分水工 FP ファーム・ネット — 排水路 — 道 路
営	⊗ 揚水機場 ⊙ 排水機場 — 用水路 — 排水路
県	⊗ 揚水機場 ⊙ 排水機場 — 用水路 — 排水路

令和8年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 表示登記作業 範囲図①



作業範圍②